

令和7年9月16日
総務省

中小受託取引適正化法（旧下請法）等の施行に関する説明会について
（開催案内）

平素より通信行政にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

今般、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が、令和7年5月16日に成立し、令和8年1月1日（一部の規定は本法律の公布の日）から施行されることとなりました。

本改正では、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくため、価格転嫁を阻害するような商慣習を一掃し、取引を適正化することを目的としており、「従業員基準」の追加などの適用対象の拡大に加え、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」などの禁止行為の追加が予定されています。

つきましては、関係事業者のみなさまに同法についてのご理解を深めていただき、取引適正化を通じた価格転嫁の実現に取り組んでいただくべく、説明会を下記のとおり開催いたします。本改正の内容について、公正取引委員会及び中小企業庁から説明を受ける貴重な機会となりますので、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

記

○中小受託取引適正化法（旧下請法）等の施行に関する説明会

日 時：令和7年9月29日（月）15:00～16:00（1時間程度）

開催形式：オンライン（Webex）

申込方法：参加希望の方は、申込フォーム（<https://forms.office.com/r/5Txb218g9S>）から必要事項を入力し、**令和7年9月24日（水）15時まで**に送信ください。

参加方法：オンライン会議のURLは、お申込みいただいたメールアドレス宛てに、開催前日までにお送りします。

説明内容：当日は、本改正の内容について公正取引委員会及び中小企業庁から説明し、その後質疑応答の時間を設けます。

改正の概要については、以下のページをご覧ください。

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の成立について

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseirit-su.html

予め、記載内容についてご質問されたいことがございましたら、あわせて申し込みフォーム内の記載欄に記入してください。説明会当日の質疑応答の時間に回答させていただきます（当日すべてのご質問に回答できない場合があることを予めご承知おき願います。）。

（本説明会に関する問い合わせ先）

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

水本、石川、片山

メール：telecom-review@ml.soumu.go.jp

以上